

花園大学 キャンパス・ハラスメントに 関するガイドライン

〈2003年5月19日 制定〉

1 ガイドライン制定の趣旨

2002年度、本学において、教員が学生の学習権を侵犯するタイプの人権侵害事件が連続して発生した。本学ではすでにセクシュアル・ハラスメントに関するガイドラインを制定しているが、教職員による学生・院生に対するセクシュアル・ハラスメント以外の強権的（権力濫用的）な人権侵害に関するそれは未整備であり、当該事件の処理についてもガイドラインが不在ゆえの難渋に遭遇せざるをえなかった。そこで今回、本学の建学の精神および日本国憲法、教育基本法等に則り、キャンパス・ハラスメントのない学園環境の創造をめざして、このガイドラインを制定することにした。

2 本学と本学構成員の責務

学長は、このガイドラインが規定するキャンパス・ハラスメントの全学的対策に責任を負い、各学部学科課程及び部課室の長は、具体的な予防策を立案遂行し、問題発生時にはこのガイドラインに則り、適切・迅速・公正に対応する責任を負う。

本学構成員は、このガイドラインの趣旨を理解し、相互に人格を尊重し、キャンパス・ハラスメントの防止に努める義務を有する。ことに教職員は、学生・院生との間に存する客観的な権力関係（例えば、単位認定権）に常に自覚的でなければならない。他方、学生・院生も自らの怠学・嫌学を正当化するために恣意的にキャンパス・ハラスメントを言挙げするようなことはしてはならない。

3 定義

キャンパス・ハラスメントとは、大学・大学院の中で、教職員の「立場や権力の濫用」に起因する態度・言葉・処遇等によって、学生・院生等（聴講生、科目等履修生、研究生を含む）相対的に弱い立場にある者の勉学、研究、日常生活に拒絶しがたい理不尽な支障をきたす事態をいう。

最近問題になりつつあるアカデミック・ハラスメント（研究職ないし研究職予備軍に固有の差別・威圧）もキャンパス・ハラスメントの範疇に属する。もちろん、キャンパス・セクシュアル・ハラスメントもここにいうキャンパス・ハラスメントに含まれるが、別にガイドラインを設定しているので、ここでは除外する。要するに、「指導」「教育」または「研究」の名を借りて、教職員が学生・院生に対して「権力濫用」的な差別や嫌がらせをしたり、人格を傷つけたりする威圧的な言動のうち、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントをキャンパス・ハラスメントとして定義し、このガイドラインの対象とする。すなわち、以下に例示するような言動によって、被害者（学生・院生）が深刻なダメージを受け、精神的なトラウマをもつに至る時、当該言動をキャンパス・ハラスメントとして認定することとする。

- (1) 相手によって差別したり、権力を振りかざして強圧的に指導したり、指導を放棄したりする。
- (2) 指導にあたって「おまえはやっぱりダメだ」と全否定的な言い方を連発したり、人格攻撃や決めつけを多用する。
- (3) 指導の際に、単位認定権をちらつかせたりしながら「今すぐ大学をやめろ」「どんなことがあっても絶対卒業させない」などと執拗に叱責を続け、または威圧する。

4 キャンパス・ハラスメントの特殊性

キャンパス・ハラスメントはセクシュアル・ハラスメントに比してその概念規定が一層困難である。もとよりセクシュアル・ハラスメントの定義・概念規定・境界設定それ自体も必ずしも容易ではないが、ともかくも「被害者の主観的判断」に依拠しての問題摘出が一定程度可能である。しかし、キャンパス・ハラスメントはセクシュアル・ハラスメントよりも含有する「グレイ・ゾーン」が大きいことも否定できない。例えば教員による学生・院生への「厳しい指導」は不可避であり、かつ不可欠でもあるが、にもかかわらず、その「厳しい指導」と「権力濫用によるいじめ・差別・威圧」との境界設定はなかなか困難である。また、問題の性格からして、「被害者の主観的被害感情」にのみ依拠して問題摘出することが常に妥当であるとは言い切れない。それゆえ、本ガイドラインではキャンパス・ハラスメントを「権力濫用によるいじめ・差別・威圧」に限定して、本ガイドラインの対象とする。上記のようなキャンパス・ハラスメントの特質からして、本ガイドラインを教職員の「処分」よりも、当事者同士の「和解」に重点を置いたものとするのが至当であると考えられる。

5 ガイドラインの適用範囲

- (1) 本学構成員である教職員（常勤・非常勤、専任・嘱託・派遣・アルバイト等の勤務形態を問わない）および学生（院生、学部生、留学生、研究生、科目等履修生など本学で教育を受けるすべてのもの）の全体を適用対象とする。
- (2) 本学構成員間のキャンパス・ハラスメントについては、講義、演習、実習等の学内授業時間内のみならず、授業時間外での問題もこのガイドラインを適用し、教室、研究室を含む学内のみならず、学外での問題も同様である。

6 キャンパス・ハラスメントの防止

本学執行部および人権教育研究委員会は、本学の建学の精神に則り、キャンパス・ハラスメントを防止するために次のような活動を行う。

- (1) キャンパス・ハラスメント防止のための広報活動。
- (2) 学生・教職員に対する啓発・研修活動。

7 キャンパス・ハラスメントへの対応

(1) 相談窓口

- ① キャンパス・ハラスメントの相談に応じるため、本学に相談窓口を置く。
- ② 相談窓口に相談員を置く。
 - a. 相談員は、本学専任教職員の中から人権教育研究委員会が選考し、学長が委嘱する。
 - b. 相談は本人が相談員を訪問し、面談によって行われる。
 - c. 相談員の氏名、所属、連絡用電話を本ガイドラインに表示する。
 - d. 相談員は相談者の相談内容を聞き、問題解決の展望をまず第一義的に「和解」に求める。すなわち、相談員は相談者と、相談者によって加害者と指摘された当該教職員との間に入って、話し合いによる問題解決を最優先する。但し、相談員は両当事者に「和解」を強要してはならない。相談段階で「和解」が成立した時は、相談員は合意文書を作成し両当事者の署名捺印を得て執行部および人権教育研究委員会に提出する。
 - e. 「和解」が成立せず、相談者が被害者救済手続き（改善）の開始を希望する場合には、相談員はただちに学長に調査委員会の設置を要請し、同委員会に相談内容および事態の推移を報告する。

- f. 相談員は相談内容を記録にとり、保管しなければならない。保管される記録は事前に必ず相談者の確認を受けるものとする。加害者と指摘された教職員からの事情聴取録もまた同様である。
- g. 相談員は、原則として複数で相談および「和解」に向けての活動を行う。但し、相談者が望まない場合には、単独で相談に応じることも可とする。
- h. 相談員以外の本学教職員が相談者から相談を受けた場合には、当該相談者の同意を得た上、相談及び被害の具体的事項を相談窓口に報告するものとする。

(2) 調査委員会

- ①学長は相談員から要請があった時には、ただちに調査委員会を設置しなければならない。
- ②調査委員会は、副学長、事務局長、人権教育研究委員会委員長、人権教育研究センター所長並びに学長が委嘱する専任教職員数名によって構成する。委員長は、副学長がこれにあたる。但し相談案件に関係する者は、調査委員会から除外する。
- ③調査委員会の任務は次のとおりである。
 - a. 調査委員会もまた第一義的に両当事者間の話し合いによる「和解」を追求する。但し、調査委員会は両当事者に「和解」を強要してはならない。調査委員会段階で「和解」が成立した時は合意文書を作成し、両当事者の署名捺印を求めて執行部および人権教育研究委員会に報告する。
 - b. 「和解」が成立せず、相談者が被害者救済措置(改善)を請求する場合、調査委員会は事実調査を行い、原則二か月以内に事実関係を明らかにする。
 - c. 上記事実関係調査の結果に基づき、当該事案におけるキャンパス・ハラスメントの有無について事実認定する。
 - d. 調査委員会委員長は事実調査の結果を学長に報告しなければならない。
 - e. 事実調査の結果、キャンパス・ハラスメントの存在が確認された場合はその結論を緊急対策委員会に報告すること。なお報告に際して、被害者の救済および加害者への措置、環境改善のためにとるべき措置について緊急対策委員会に意見を具申することができる。

(3) 解決方法

キャンパス・ハラスメントに起因する問題の解決には次の二つの方法がある。相談者はまず「和解」による問題解決を前提として話し合いの場に着き、それが不成立の場合のみ「改善」の申立てができる。

- ①和解の申立て…キャンパス・ハラスメントの当事者双方の話し合いで解決する方法。
- ②改善の申立て…「和解」が成立せず、しかもキャンパス・ハラスメントの相談者が、本学あるいは加害者に対して、何らかの措置や処分を求めた場合の解決方法。

花園大学 キャンパス・ハラスメントに 関するガイドライン

8 学長等のとるべき措置

- (1) 学長は、調査委員会委員長の要請があれば、緊急対策委員会を設置しなければならない。但し、学長は、緊急対策委員会を設置する前に、両当事者との話し合いの機会を設け、学長としての「和解」案を提示することができる。なお、学長は両当事者に「和解」を強要してはならない。この段階で、「和解」が成立すれば、学長は両当事者の署名捺印を求めて和解同意書を作成し、執行部、人権教育研究委員会に報告するものとする。
- (2) 緊急対策委員会は、学長が人権教育研究委員会委員長と合議して専任教職員の中からこれを選任し、学長が直接指名する。緊急対策委員会は秘密会であり、その構成員の氏名は明かさないこととする。
- (3) 緊急対策委員会は、調査委員会の報告に基づいて、被害者の救済措置および加害者の処分について学長に勧告する。
- (4) 勧告を受けた学長は、被害者の救済措置を速やかに立案し、加害者への処分について人事委員会(教員・職員)および連合教授会に諮る。その結果に基づいて、理事長が被害者への救済措置、加害者への処分を決定する。

9 不服申立て

- (1) 被害者および加害者は、調査、措置、手続き等に不満がある場合、学長に書面でその旨申し出ることができる。
- (2) 不服の申立てがある場合、学長は大学執行部および人権教育研究委員会に対し、不服の検討および適切な措置の検討を命じることができる。
- (3) 加害者は、処分の発表前に弁明の機会が保障される。また、被害者および加害者には処分発表後、処分内容に異議を申し立てる権利が保障される。弁明・異議申立ては、学長に行うものとする。

10 その他

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する相談・調査・和解・改善に関して、虚偽の申立てや偽証をしてはならない。虚偽の申立てや偽証が判明すれば、大学として必要な措置をとる。
- (2) 相談員、調査委員会委員、緊急対策委員会委員、人権教育研究委員会委員および大学執行部構成員はすべて職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。職務上知り得た秘密を他人に漏らしたことが判明すれば、大学として必要な措置をとる。任期を終えたあとも同様である。
- (3) このガイドラインは人権教育研究委員会および人権教育研究センター研究員会議が適宜見直し、必要があれば改正して、評議会の議を経て連合教授会に報告する。

付則 このガイドラインは、2003年5月19日から施行する。

花園大学キャンパス・ハラスメント相談員

花園大学 075-811-5181 (代表)

● 佐々木 閑(文学部教授・内線414)

● 小松 一子(社会福祉学部教授・内線308)

● 橋本 和明(社会福祉学部教授・内線419)

● 澤村 忠保(企画広報室長・内線360)

● 島崎 義範(総務課長・内線222)

● 西澤 直美(就職課員・内線352)

● 藤井 智(アドミッションズオフィス課長・内線285)

★上記の相談員の他、信頼できる教職員、学生課、学生相談室、心理カウンセリングセンター、人権教育研究センターなどにも相談することができます。